

全建労発第 47 号
平成 31 年 1 月 23 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

労働者死傷病報告の様式改定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され、このたび、厚生労働省労働基準局長より本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、今般の改正の趣旨とともに、別添の労働者死傷病報告について様式の改定が行われ、被災労働者が外国人である場合に「国籍・地域」及び「在留資格」を記入する欄が新たに設けられた旨を貴協会会員の皆様に対し、周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木